

基準該当事業所（生活介護及び機能訓練・生活訓練）の方へ

障害福祉サービスでは、介護保険と様々な面で違った点がありますのでご注意ください。
詳細は、関係告示をご確認下さい。特に以下の点については、請求上の誤りが散見されるのでご注意ください。

1. 算定できる加算について

基準該当事業所は報酬告示等の「指定生活介護事業所等」には含まれませんので、食事提供体制加算（届け出必要で該当する利用者の場合のみ）や福祉・介護職員処遇改善加算等（届け出必要）のみしか算定できませんのでご注意ください。

（報酬告示に基準該当生活介護事業所において・・・と記載のあるもののみ該当）

2. 開所時間減算について（基準該当生活介護事業所のみ）

個々の利用者の方に実際にサービス提供をした時間ではなく、運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合に該当します。

3. サービス提供時間について

送迎の時間は含まれません。施設内でサービス提供を行なった時間のみとなります。
また、通院等で施設を出られたりした場合の中抜けは認められていませんので、その場合はその前か後の時間のみとなります。

4. サービス提供をされる前に、障害福祉サービスでは必ず障害福祉サービス受給者証（事業者記入欄別冊）の記載が必要になります。

最新版の「指定障害福祉サービス事業者等 ガイドブック」をご確認ください。

ウェルネットなごや（インターネットサイト）でご覧になれます。

（ トップ画面 → 事業者の方へ → 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 → 運営に関するお知らせ → 集団指導における配布資料 ）

5. 代理受領通知書について

事業者は、市町村から利用者に代わって介護給付費、訓練等給付費を代理受領した場合は、利用者に対し、その額を通知しなければなりません。

6. 過誤申立て（取下げ）依頼書について

市町村審査を通った後、何らかの間違ひが見つかった場合は、過誤申立て（取下げ）依頼書を郵送で提出後、改めて正しい内容を再請求（国保連へ通常通り伝送）して頂くことになります。（再請求される前月末を目安に依頼書の提出をお願いします）

過誤申立て（取下げ）依頼書は **ウェルネットなごや**からダウンロードしてご使用ください。（検索等されますと、他の書式が出て来る場合がありますのでご注意ください）

（ トップ画面 → 事業者の方へ → 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 → 請求事務について → H27年4月～ 様式等ダウンロード → （7）の2 ）